

はじめに

継続宣言！ ごみ減量・リサイクル ～笑顔でつくる明るい未来～

調布市は、平成19（2007）年3月の二枚橋衛生組合焼却炉の停止以降、多摩地域の広域支援により、他市の清掃工場に可燃ごみを焼却処理いただきました。この間、他自治体の負担を軽減するため、市内全域で更なるごみ減量・リサイクル促進をお願いしてまいりましたが、ごみ処理に対する高い意識と日々の実践行動により、調布市の可燃ごみを滞留することなく処理できました。約6年間に渡り、御協力いただきました市民・事業者の皆様と御支援いただいた関係各自治体及び施設周辺の住民の方々に深く感謝申し上げます。

平成25（2013）年4月から、三鷹市と共同で建設した新しいごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」が稼働し、ごみ処理は広域支援から自前処理へと移行いたします。こうした状況の変化に対応するため、このたび「調布市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成25（2013）年度～平成34（2022）年度）を策定いたしました。

この計画は、『ごみの発生抑制を最優先とし、資源循環型社会の構築を目指す』という基本的考え方を踏まえ、

継続宣言！ ごみ減量・リサイクル ～笑顔でつくる明るい未来～

を市民・事業者が共有できるキャッチフレーズにするとともに、『家庭系ごみの削減』、『さらなるリサイクルの推進』、『適正かつ安定的な処理の確保』の3つの基本方針を定め、それぞれの方針について数値目標を設定しています。

これまで積み重ねた市民・事業者の皆様によるごみ減量・リサイクルへの取組成果は調布市の財産です。これを次世代に継承していくため、引き続き、皆様の御理解と御協力のもと、一層のごみ減量・リサイクルを推進し、資源循環型社会の実現に努めてまいります。

結びに、この計画を策定するに当たり、施策の方向性について答申をいただきました「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会」の各委員並びにパブリック・コメントに御意見をいただきました市民の皆様にご心より御礼を申し上げます。



平成25（2013）年3月
調布市長 長友貴樹

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と目的

調布市一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項^{注1}に基づき、長期的視点に立った一般廃棄物処理に係る基本方針を明確にするものです。

本市では一般廃棄物処理基本計画として、平成9(1997)年3月に平成24(2012)年度までの16年間を計画期間とする「調布市ごみ管理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

前計画は、関係法令の整備や社会情勢の変化に対応するため、計画期間を3期に分け、各期の最終年度に計画の見直しを行ってきました。

直近では、平成20(2008)年2月に前計画の改訂を行いました。この第3期をもって前計画の計画期間が終了となります。

調布市のごみ処理は、平成19(2007)年3月に旧二枚橋衛生組合の焼却炉を停止して以降、他自治体に処理をお願いしてきました。そのため、第3期計画では、「緊急ごみダイエット」を掲げ、ごみ減量・リサイクルの実践行動を市民・事業者の方々と取り組んできました。

平成25(2013)年4月からは新しいごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」が本稼働となり、ごみ処理は、これまでの広域支援による処理から自前処理に変わります。

こうしたごみ処理環境の変化を踏まえ、今後も引き続きごみ減量・リサイクルや適正かつ安定的な処理を推進するとともに、資源循環型社会を形成するため、長期的な基本方針や目標、具体的取組等をまとめた新たな「調布市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、図 1.1 に示す本市の上位計画である「調布市基本構想」及び「調布市基本計画」を踏まえ、「調布市環境基本計画」との整合を図るとともに、図 1.2 に示す「資源循環型社会形成推進」のための法体系との整合も図りました。なお、本計画を推進するための年度毎の具体的な取組については、毎年度策定する「調布市一般廃棄物処理実施計画」で定めるものとします。

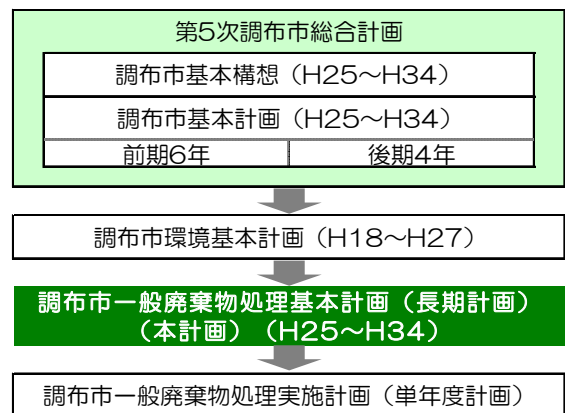


図 1.1 計画の位置付け

注1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項
市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

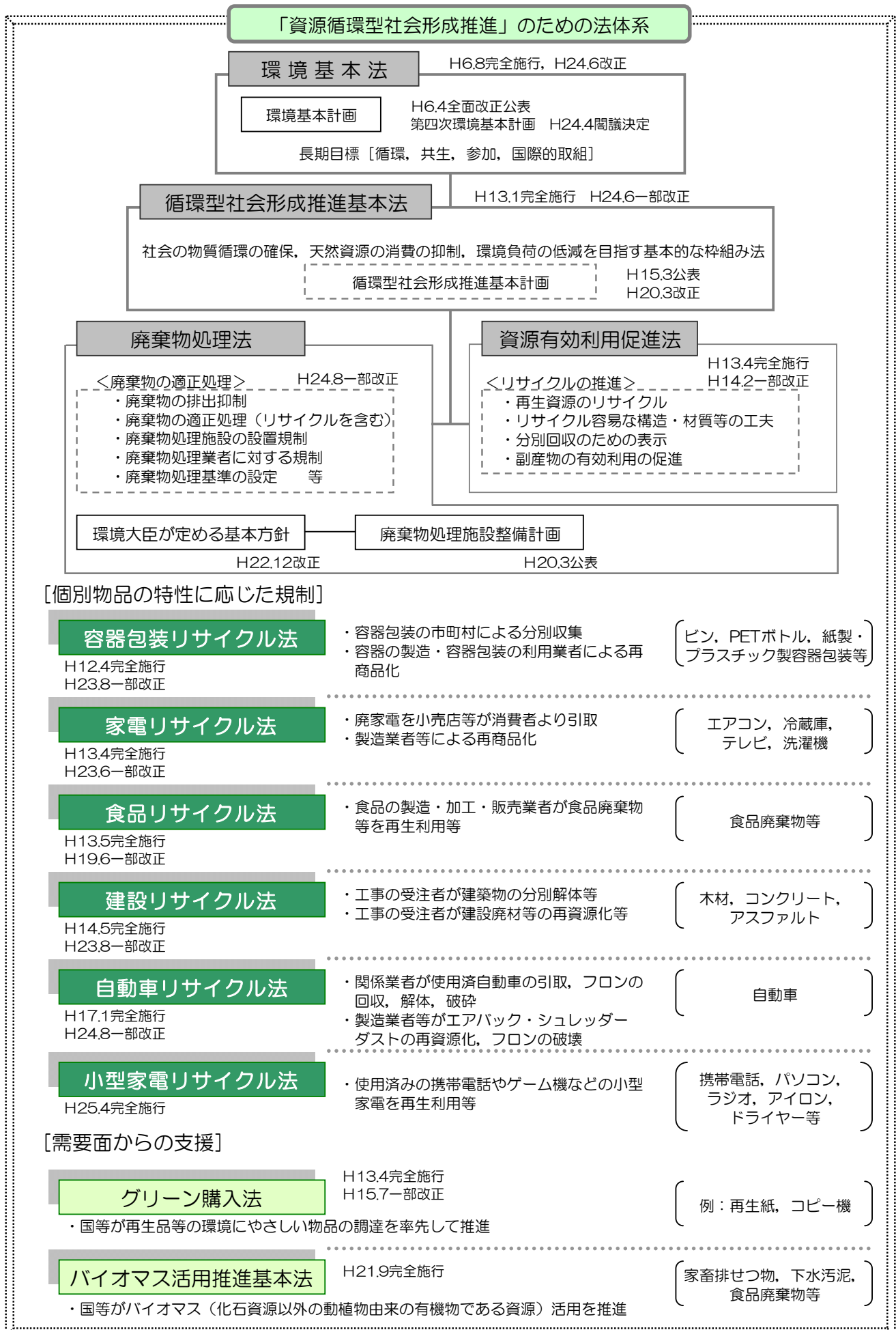


図 1.2 「資源循環型社会形成推進」のための法体系

3 計画期間

本計画の計画期間は図 1.3 に示すとおり、平成 25 (2013) 年度を初年度とし、平成 34 (2022) 年度までの 10 年間とします。

計画策定 6 年後の平成 30 (2018) 年度を中間目標年次とし、平成 34 (2022) 年度を目標年次とします。

なお、本計画は中間目標年次にそれまでの計画実施状況の評価と課題整理を行い、この結果に基づき、平成 31 (2019) 年度以降の施策等について、見直しを行います。また、社会経済状況の大きな変化など、計画の前提となる諸条件に変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度年	平成西暦	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
前計画 (H9~H24)													
				本計画 (H25~H34)									
		基準年次							中間目標				目標年次

図 1.3 計画期間と計画目標年次

4 計画対象廃棄物

計画対象廃棄物を図 1.4 に示します。

本計画は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ，し尿等）を対象とします。

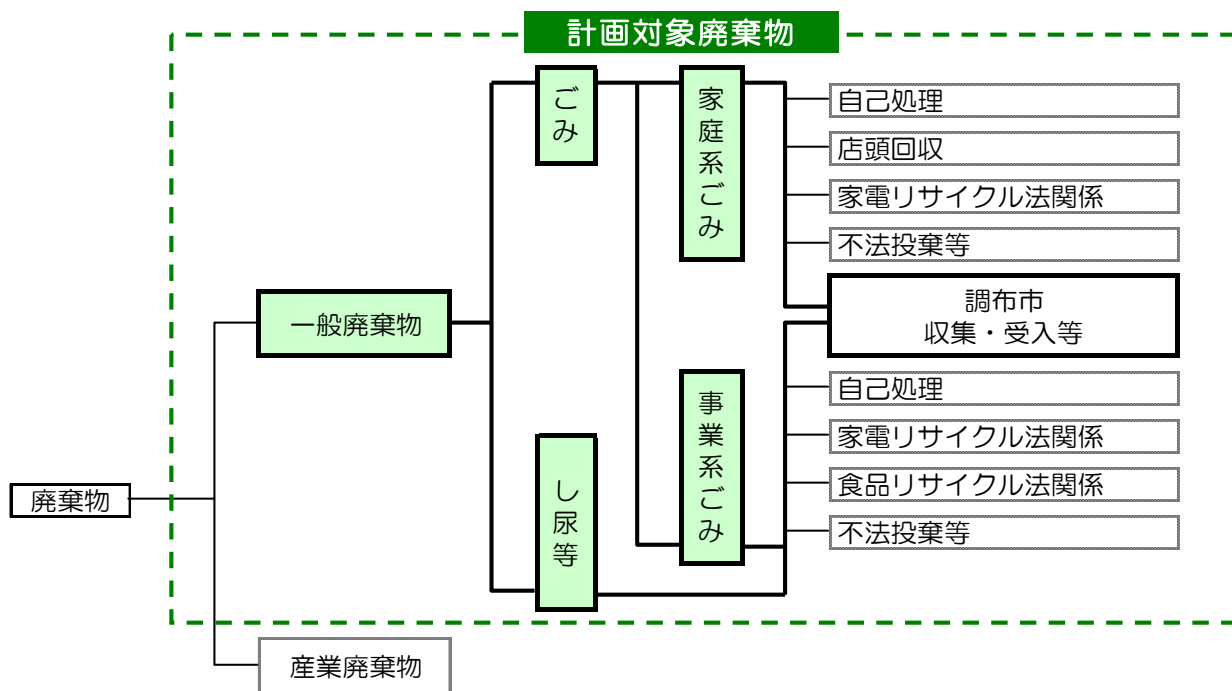


図 1.4 計画対象廃棄物

5 計画策定体制

本計画の策定にあたり、市民、事業者、学識経験者等で構成する「調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会」（以下「審議会」という。）に対し、本計画における施策の方向性について諮問しました。

審議会は、平成23(2011)年度は主に本市のごみ処理の現状把握と課題の整理を、平成24(2012)年度は、主にごみ減量・リサイクル施策等について検討・審議を行い、平成24(2012)年12月に市長へ答申書を提出しました。

平成25年(2013)年2月に市では答申を踏まえて計画案を作成し、さらに幅広く市民の意見を反映させるためにパブリック・コメントを実施し、計画を策定しました。



(佐藤副会長 長友市長 江尻会長)

審議会からの答申



審議会



調布市廃棄物減量及び再利用促進員大会



わたしにもできるごみ減量フォーラム
(小学生ポスター作品展入賞者表彰式)



わたしにもできるごみ減量フォーラム
(ごみクイズ大会)